

保全マガジン 第50号

編集長からの挨拶

～ 第50号を迎えて ～

日頃、保全マガジンをご覧の皆様方には、平素より国土交通省中部地方整備局における中部管内の「国家機関の建築物等の保全行政」に多大なるご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。保全マガジンを通じて皆様に維持・保全に関する情報をお届け続けて、本号で第50号を迎えることになりました。

さて、最近の「国家機関の建築物等の保全の現況」は、平成25年度実績の保全実態調査によりますと全国経年別の施設数では、30年以上が庁舎等及び宿舎で約5割を占めています。また、建築基準法（建基法）や官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）等による定期点検の実施率は高いものの、いまだに点検未実施施設がわずかに残っており、確実な実施が急務です。

他方、保全に関する動向は、建基法の一部改正に伴い定期報告制度の見直しがなされており、平成28年6月1日までに施行されます。また、インフラ長寿命化へ向けて、①保全実態調査で施設保全状況が「良好」とされる割合の推進、②個別施設計画の策定・推進、③体制の構築（施設保全責任者の設置）が求められています。

今後も、施設管理者の方々からの声を汲み上げるなど、皆様と連携を図り、適正な保全に向けた取り組みを着実に推進していきたいと思っております。引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

中部地方整備局営繕部 官庁施設管理官

■ 目 次

【建築物の保全に関する知識】

1. 各省各庁におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定状況
2. 定期報告制度について（12条点検における資格者証関係の改訂）
3. 中部地区における保全実態調査の結果と傾向

【中部地方整備局営繕部からのお知らせ】

4. 平成28年度の「中部FM研究会」の開催予定
（主催：中部地方整備局 営繕部）

建築物の保全に関する知識

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定状況

政府全体の取り組みとして、平成25年にインフラ長寿命化計画（以下「基本計画」）がとりまとめられ、この基本計画をもとに平成26～27年度にかけて、各省各庁で「行動計画」を策定することになっています。（平成28年2月現在の策定状況）

内閣府	H28.2	厚生労働省	H27.3
警察庁	H27.3	農林水産省	H26.8
総務省	予定（H27年度中）	経済産業省	H27.3
法務省	H27.1	国土交通省	H26.5
外務省	予定（H27年度中）	環境省	予定（H27年度中）
財務省	予定（H27年度中）	防衛省	H27.10
文部科学省	H27.3		

各省各庁で行動計画を策定するにあたり、官庁施設の管理者として記載すべき共通の施策や目標をとりまとめた策定の手引き（H26.7.18「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」）に記載されている、具体的な目標値が以下の項目です

- ・点検・診断／修繕・更新（良好な施設の割合 → H29年度：80%）
- ・情報基盤の整備と活用（BIMMS-Nへの登録 → 計画策定年度：100%）
- ・個別施設計画の策定・推進（計画の策定率 → H28年度：100%）
- ・体制の構築（施設保全責任者の設置 → 計画策定年度：100%）

○官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き（概要）

<http://www.mlit.go.jp/common/001053555.pdf>

特に、個別施設計画の策定（赤字部分）については未策定施設が多く、H28年度までに完了させる必要があります。BIMMS-Nを活用すれば、短時間で効率的に個別施設計画を作成できることもあり、本運用マニュアルをぜひ、ご活用下さい。

○官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用した個別施設計画策定運用マニュアル
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000022.html

また、これまで中長期保全計画については庁舎等の事務所用途のみでの機能でしたが、4月には宿舎や車庫も作成できるようにマニュアルが改訂される予定です。

2. 定期報告制度について(12条点検における資格者証関係の改訂)

国土交通省告示第483号（平成28年3月9日官報掲載）の改訂により、施行された建築基準法の改訂において、12条点検や調査・検査を行うための資格者証関係が変わりますのでお知らせします。国等の場合においては1級及び2級建築士に外部委託する場合は何も変わりませんが、自前で点検を行う場合には、維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者で、申請により資格者証の交付を受ける必要があります。

また、定期報告制度についても改定されることから、地方公共団体のみなさま向けの「定期報告制度ポータルサイト」がありますので、参考にして下さい。

○定期報告制度ポータルサイト
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_07_00.html

3. 保全実態調査の結果と傾向について

保全実態調査は国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的にした調査です。本調査は「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条に基づき、全ての国家機関の建築物等を対象にしています。毎年、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）により、皆様方からの報告内容をもとに、調査・分析を行い、必要に応じ保全実地指導を行うなど、皆様に少しでも役に立つ支援・指導を引き続き実施していきたいと思っています。

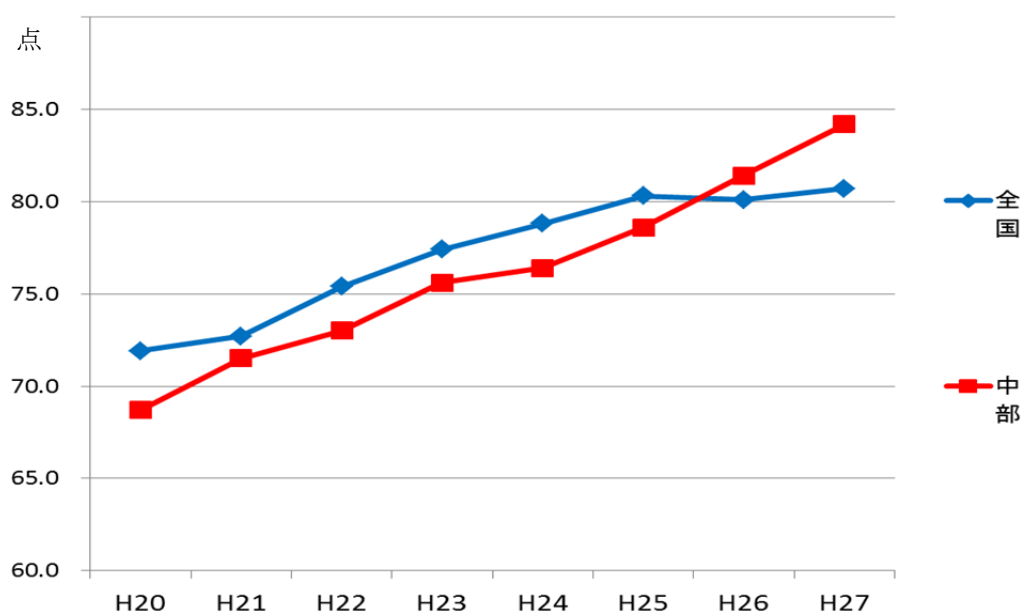
今回は、平成27年度の保全実態調査（平成26年度実績）の結果をお知らせすると共に、今までの中部地方整備局管内（愛知、岐阜、三重、静岡県、以下「中部管内」という）における保全の状況について少し紹介したいと思います。

表－1は、中部管内の国家機関の建築物等のうち、調査対象施設の894施設です。内訳は、庁舎（合同庁舎及び一般庁舎）が47%、宿舍が約36%、その他が約17%となっています。

各省各庁の施設管理者の皆様が日頃から適切な保全に努めていただいているおかげで、中部管内における保全の状況は、年々その評価値が上昇傾向にあります。

表－1 用途別調査施設数

庁舎	420 施設	(47.0%)
宿舍	320 施設	(35.8%)
その他	154 施設	(17.2%)
計	894 施設	

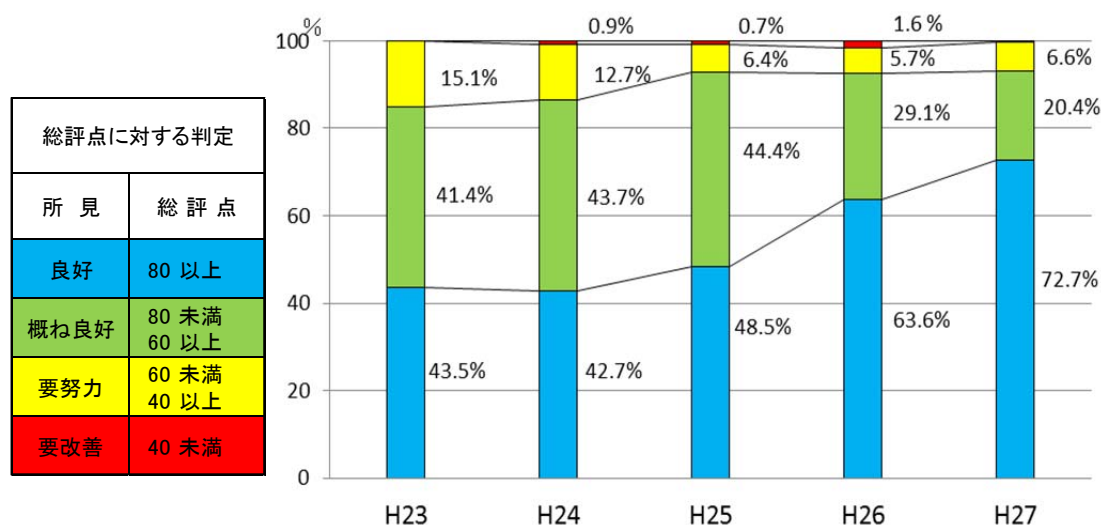


図－1 保全の評点

図－１は、保全の評点（平均点）について全国と中部管内を比較したものです。H 2 6（H 2 5実績）以降、中部管内は全国平均を上回り、かなり良い傾向が見られます。引き続き適切な保全に努めて頂きますようお願いいたします。

この保全の評点の算出方法は各項目を 100 点（一部 200 点）を満点として項目毎の評点を算出し、その平均点を総評点としています。保全の評点は保全状況の指標として活用することができます。

図－２は、保全の評点について、成績毎に区分した施設数の割合を示したものです。



図－２ 成績毎の割合

国家機関の建築物等の保全の評点を成績毎に、良好、概ね良好、要努力、要改善の４つに区分しています。良好な施設（80 点以上）は 72.7%と年々増加傾向にあり、80 点未満の施設は残り約 27%にまで減ってきています。各省各庁で定めているインフラ長寿命化計画（行動計画）では殆どの省庁で、80 点以上の施設を 80%以上になるよう目標を定めているところです。引き続き 80 点以上の施設の割合を増やすよう努めて頂きたいと思います。

しかしながら、一部の施設においては、いまだに法定点検を実施していない施設もあります。良好でない施設はB I M M S－Nで内容を確認して必要な対策を講じて下さい。特に必要な法令による点検が未実施な場合は法令違反になりますので、十分注意して下さい。

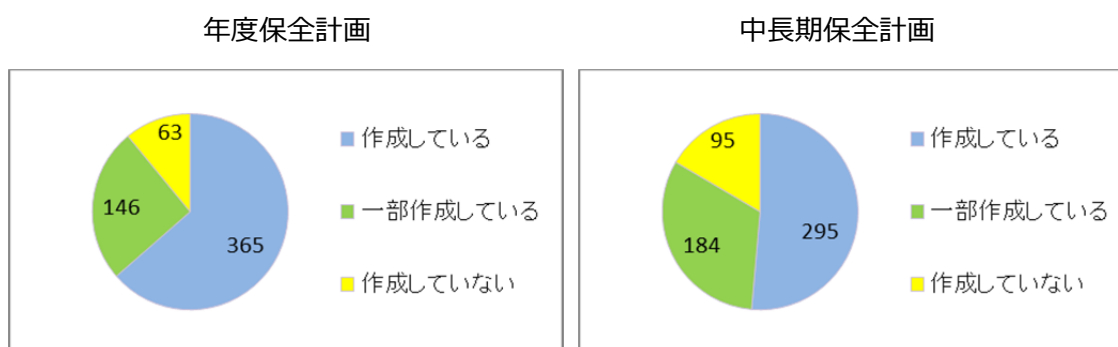
さらに、建築基準法及び官公法による点検（12条点検）は、施設の問題を発見するために非常に重要な手段だととらえ、来年度からB I M M S－Nに以下のような機能を追加する予定です。

- ・当該建築物に適用される法定点検を自動で判定する機能
- ・法定点検の実施状況をリアルタイムで登録・閲覧・出力する機能
- ・B I M M S－N上で注意喚起のメッセージを発出する機能等

インフラ長寿命化計画（行動計画）において、平成28年度までに個別施設計画の策定を完了することになっています。個別施設計画とは具体的に中長期保全計画の作成と保全台帳（点検記録及び修繕履歴）の整備のことです。保全実態調査では個別施設計画の策定状況についても調査していることから中部管内の策定状況についても紹介します。

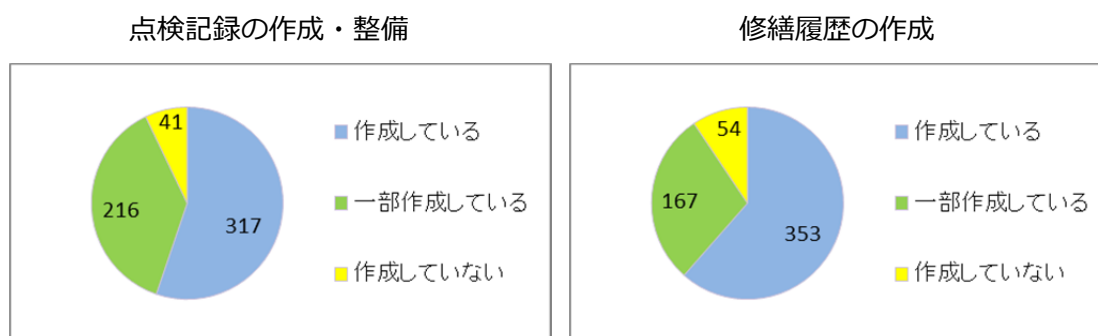
保全計画は、2種類有り、1つ目は「年度保全計画」と言い1年のうち、何月にどのような点検、測定、確認が必要なのかを計画したもので、年度初めに計画します。2つ目は「中長期保全計画」と言い5年後、10年後にどのような改修、大規模修繕、設備機器の更新が必要なのか分かる周期や概算額を示したもので、予算要求の検討に使えます。

中部管内における宿舎を除く庁舎等は、574施設あり、そのうち「年度保全計画」と「中長期保全計画」の作成状況を施設数で表したのが、図－3になります。



図－3 「保全計画」の作成状況

保全台帳は「点検記録」と「修繕履歴」のことで、同じく作成・整備状況を表したのが、図－4になります。



図－4 「保全台帳」の整備状況

作成・整備されていない施設の管理者は、速やかに対応をお願いします。

中部地方整備局営繕部からの お知らせ

平成28年度「中部FM研究会」(主催：中部地方整備局営繕部) の開催予定

毎年、国家機関の職員や地方自治体の職員を対象に、FMに関する講演会を開催しています。平成28年度も公共建築の未来には不可欠な、コンパクトシティ、リノベーション、コンバージョン、アセットマネジメント等、ストックを賢く利活用するための盛りだくさんの講演を予定しています。

現在、講師の方や会場については調整中なので、詳細が決まり次第お知らせします。
ぜひ、みなさんもお参加下さい。

●中部FM研究会（第1回）の開催予定

表 題：コンパクトシティの推進に見る「明と暗」（仮称）

日 時：6月中旬 14:30～16:30

場 所：名古屋合同庁舎第2号館

●中部FM研究会（第2回）の開催予定

表 題：5年間にわたる資産経営の取組み（仮称）

日 時：8月下旬 14:30～16:30

場 所：名古屋合同庁舎第2号館

●中部FM研究会（第3回）、公共建築の日の講演と合同開催を予定

表 題：3テーマ（未定）

日 時：11月11日(金) PM

場 所：名古屋市内（未定）

●中部FM研究会（第4回）の開催予定

表 題：清掃管理をFMの視点から考える（仮称）

日 時：2月上旬 14:30～16:00

場 所：名古屋合同庁舎第2号館

問い合わせ先：営繕部 調整課 企画係 TEL：052-953-8188

編集後記

今回は、第50号ということもあり、これまでの読みやすさを考慮した「文字」だけの“保全マガジン”のスタイルに、表や図を加え、ビジュアル的に少し変えてみたのですが、いかがでしたでしょうか。

次号からも、保全の実務を行っている皆様方に、有益な情報をなるべくタイムリーに提供していきたいと考えています。

引き続きご愛読をお願い致します。

-
- ◆保全マガジンに関するご意見・ご要望がありましたら、下記宛にご連絡ください。
 - ◆人事異動等のため、配信先を変更する場合や今後の配信を希望されない場合はその旨をご記入の上、返信ください。
 - ◆～公共建築行政のサポート役として～ 中部地方整備局の公共建築相談窓口については、こちらをご覧ください。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/clerk.htm>

=====

○発行：国土交通省中部地方整備局営繕部調整課

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1

Tel：052-953-8188（調整課ダイヤルイン）

Fax：052-953-9136

E-mail：cbr-tyousei@mlit.go.jp

最新情報 満載！営繕部ホームページ

<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>

=====